

愛玩動物看護師養成所の指定に関する業務手順 (法第31条第2号に基づく養成所)

事前相談

- 随時
- 設置予定者から連絡

指定申請書の提出

- 遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに提出【ガイドライン第1-1(1)】

指定申請書の審査

- 指定基準との適合審査
- 不明確な事項の確認

指定通知

- 指定に係る通知を設置予定者あてに発出

愛玩動物看護師養成所の指定に関する業務手順 (法附則第2条第1号八及び二に基づく養成所)

事前相談

- 随時
- 設置予定者から連絡

指定申請書の提出

- 必要書類が整い次第、提出

指定申請書の審査

- 指定基準との適合審査
- 不明確な事項の確認

指定通知

- 指定に係る通知を設置予定者あてに発出

愛玩動物看護師養成所の変更承認に関する業務手順

※変更の承認を要する事項【指定規則第3条第1項】

- ・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る）
- ・校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- ・実習施設

事前相談

- 随時
- 設置予定者から連絡

変更承認申請書の
提出

- 遅くとも授業を開始しようとする日の3か月前までに提出【ガイドライン第1-1(2)、第2-1(2)】

変更承認申請書の
審査等

- 指定基準との適合審査
- 不明確な事項の確認

承認通知

- 承認に係る通知を設置者あてに発出

愛玩動物看護師養成所の変更届出に関する業務手順

※変更の届出を要する事項【指定規則第3条第3項】

- ・設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- ・名称
- ・位置
- ・学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く）

変更の届出

- 変更があったときは、1か月以内に届出【指定規則第3条第3項】

愛玩動物看護師養成所の報告に関する業務手順

※報告を要する事項【指定規則第5条】

- ・当該学年度の学年別学生数
- ・前学年度における教育実施状況の概要
- ・前学年度の卒業生数

報告受理

- 毎学年度開始後2か月以内に報告【指定規則第5条】

必要があると認めるとき

改善指導

改善報告

愛玩動物看護師養成所の指導に関する業務手順

問題事例

○ 指定規則第5条の報告等による問題事例の発覚



法令に基づく報告聴取

○ 必要があると認めるとき【指定規則第6条第1項】



基準不適合



法令に基づく指示

○ 教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないと認めるとき【指定規則第6条第2項】



指示に従わないとき等



指定取消しを検討

→「愛玩動物看護師養成所の指定取消しに関する業務手順 2. 基準に適合しなくなった場合等における指定の取消し」参照

愛玩動物看護師養成所の指定取消しに関する業務手順

1. 設置者の申請による指定の取消し

事前相談

- 随時
- 設置者から連絡

指定取消申請書の提出

- 指定の取消しを受けようとするとき【指定規則第8条】

指定取消申請書の審査

- 不明確な事項の確認
指定取消しの申請書の記載事項【指定規則第8条】
 - ・指定の取消しを受けようとする理由
 - ・指定の取消しを受けようとする予定期日
 - ・在学中の学生があるときは、その措置

指定取消通知

- 指定取消しに係る通知を設置者あてに発出

2. 基準に適合しなくなった場合等における指定の取消し

問題事例



報告徴収・指示



報告結果の検討



改善が図られない、
改善の見込みがない場合



指定取消しを検討

○ 必要があると認めるときは、報告を求める
【指定規則第6条第1項】

○ 教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、
維持経営の方法その他が適当でないと認めるときは、必要な
指示をする【指定規則第6条第2項】



将来的に改善が見込まれる場合等



継続的に指導